

水産庁長官が別に定める漁業用燃油購入予定数量削減目標について

3 水漁第 1901 号
令和 4 年 3 月 30 日

漁業経営セーフティーネット構築事業交付等要綱（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3037 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第 4 の（1）のケの（ア）の水産庁長官が別に定める漁業用燃油の購入予定数量削減目標については、下記のとおりとする。

記

1 目標の設定

- （1）漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を希望する漁業者（漁業用燃油価格安定対策事業における複数の漁業者からなるグループによる加入（以下「グループ加入」という。）を行う漁業者のグループを含む。以下「加入希望者」という。）は、積立申込の申請書類の提出に当たっては、原則として別表 1 のいずれかの方法により漁業用燃油の基準年購入数量を算定し、当該基準年購入数量に基づき別表 2 に定める区分ごとに同表に定める購入予定数量削減目標（以下「削減目標」という。）を設定し、事業主体が別途定める漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書（以下「削減目標届出書」という。）を、契約漁連等を経由して事業主体に届け出なければならない。なお、新規参入等の理由により、別表 1 に規定するいずれの算定方法でも基準年購入数量を算定できない場合には、事業主体が別途定め、水産庁長官の承認を得た算定方法により算定することができる。
- （2）契約漁連等は、加入希望者の提出した削減目標の届出数量が、当該加入希望者の操業実態等に鑑み過大でない場合には、その旨の証明を付すものとする。
- （3）事業主体は、漁業経営の改善のための経営内容の見直し事由及び規制強化、自然災害等の自己の責に帰さない要因を定めて、水産庁長官の承認を受けなければならない。
- （4）加入者は、（3）の承認を受けた漁業経営の改善のための経営内容の見直し事由によって継続的に削減目標を変更する場合（グループ加入の場合は、グループ人数を変更する場合も含む。）は、事業主体が別途定める漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する変更届出書（以下「削減目標変更届出書」という。）を、契約漁連等を経由して事業主体に届け出なければならない。
- （5）（4）により削減目標を変更した際は、変更後の事業計画に基づく購入予定数量を、削減目標変更届出書を提出した事業年度の基準年購入数量として、新たに削減目標を作成するものとし、変更後の翌事業年度以降の削減率は、年度ごとに変更前の削減目標の削減率を適用するものとする。ただし、変更後の基準年購入数量が 50kl 超から 50kl 以下となる場合、又は 50kl 以下から 50kl 超となる場合は、変更後の基準年購入数量に基づき別表 2 の区分の削減率を適用するものとする。
- （6）削減目標変更届出書を提出した年度は、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3038 号水産庁長官通知）第 1 の 6 の（1）に定める当該事業年度の上限数量は変わらないものとする。

2 漁業用燃油価格急騰対策補填金の不交付

目標値を設定せず、年間購入予定数量を現状以下に抑制することを削減目標とした加入者には、交付等要綱第 4 の（1）のキに規定する漁業用燃油価格急騰対策補填金は交付しない。

3 購入実績数量が削減目標を 10%以上超えた場合

- （1）設定した 10 年間の削減目標のうち各事業年度の購入実績数量が、設定した各事業年度の目標数

量を10%以上（グループ加入の場合は参加者全員の合計数量が10%以上）超えた場合（規制強化、自然災害等自己の責に帰さない要因による場合を除く。）には、削減目標を10%以上超えた事業年度の翌事業年度の第2四半期から翌々事業年度の第1四半期までの各四半期の補填金の交付額は、各四半期における補填金の額に90%を乗じた額を限度とする。

- (2) (1)の規定は、1の(4)により削減目標を変更した場合には、削減目標変更届出書を提出した事業年度から変更後の目標数量について適用するものとする。ただし、基準年購入数量の減少を伴う削減目標変更届出書を提出した場合には、当該年度は変更前の目標数量について適用するものとし、当該年度の翌年度から変更後の目標数量について適用するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年3月30日から施行し、令和4年第1四半期に係る補填金の交付から適用する。なお、令和4年3月末時点の加入者に係る削減目標の設定については、漁業用燃油購入予定数量等設定申込書の提出に際し、削減目標届出書を提出するものとする。
- 2 この通知の施行に伴い、水産庁長官が別に定める加入者等について（平成25年6月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知）（以下「旧長官通知」という。）は、廃止する。
- 3 旧長官通知の規定により行うこととされている令和3年度以前の予算に係る報告等については、なお従前の例による。

別表 1

基準年購入数量 の算定方法	直前 7 年間の購入実績数量のうち、最大の年と最小の年を除いた 5 年分の平均
	直前 5 年間の購入実績数量のうち、最大の年と最小の年を除いた 3 年分の平均
	直前 5 年間の購入実績数量の平均
	直前 3 年間の購入実績数量の平均

別表 2

区 分		削減目標
基準年購入 数量 50kl 以下 (グループ 加入の場合 は参加者全 員の平均が 50kl 以下)	漁業者と国の負担割合 が 1 : 3 の適用まで受 けられる漁業者	年間購入予定数量が 10 年後に 4 % 以上の削減となるよう に、今後 10 年間の年間購入予定数量を基準年購入数量に対 して毎年 0.4% 以上ずつ削減 (削減率 4 %)
	漁業者と国の負担割合 が 1 : 2 の適用まで受 けられる漁業者	年間購入予定数量が 10 年後に 2 % 以上の削減となるよう に、今後 10 年間の年間購入予定数量を基準年購入数量に対 して毎年 0.2% 以上ずつ削減 (削減率 2 %)
	漁業者と国の負担割合 が 1 : 1 のみの適用と なる漁業者	年間購入予定数量を現状以下に抑制
基準年購入 数量 50kl 超 (グループ 加入の場合 は参加者全 員の平均が 50kl 超)	漁業者と国の負担割合 が 1 : 3 の適用まで受 けられる漁業者	年間購入予定数量が 10 年後に 5 % 以上の削減となるよう に、今後 10 年間の年間購入予定数量を基準年購入数量に対 して毎年 0.5% 以上ずつ削減 (削減率 5 %)
	漁業者と国の負担割合 が 1 : 2 の適用まで受 けられる漁業者	年間購入予定数量が 10 年後に 3 % 以上の削減となるよう に、今後 10 年間の年間購入予定数量を基準年購入数量に対 して毎年 0.3% 以上ずつ削減 (削減率 3 %)
	漁業者と国の負担割合 が 1 : 1 のみの適用と なる漁業者	年間購入予定数量を現状以下に抑制